

国労本部電送No.137	発信日	発 信 業務部	責任者	受領者
	2016年1月8日			

石綿問題で鉄道・運輸機構と交渉

本部は、1月7日、『石綿健康被害に対する団体交渉の申入れ(国労闘申7号)』に基づく団体交渉を開催した。冒頭、「機構から申入れから交渉の開催が本日になったことについてお詫びしたい」との表明があった。さらに、「闘申7号の扱いについて、団体交渉の開催についての申入れであるが、この間の経過を踏まえ、率直に意見交換したい」との見解を明らかにした。国労の要求は以下の通りであり、具体的なヤリトリは以下のとおりである。

1. 元国鉄職員の石綿（アスベスト）を起因とする業務災害補償等認定実績について、現在の認定状況、健康診断受診及び健康管理手帳取得状況等について明らかにすること。

また、認定者の職種、系統などの情報についても明らかにすること。

国労・前回の交渉において、業務災害認定等が約1年にわたって更新されていなかったことについて指摘してきたが、少なくとも年度内に更新したいと表明があった。今回、結果とすれば9月1日に更新となったが、内容については別としても、国労との交渉経過等も踏まえ、9月1日に更新し、さらに12月1日にも更新したとの理解で良いか。

機構・昨年の段階では、データ等の不備により正確な実績を集約後に公表したいと述べてきたが、データ収集等に手間取り、更新が遅れることになった。

3カ月後に更新したのは、この間の協議経過に基づいた取り扱いであるが、必ずしも指摘に応えた更新とはならないが、努力していきたい。

国労・業務災害補償の認定実績について、「業務災害補償等の認定状況」で記載されているが、平成26年1月に開示した情報では、認定者404名、不認定者163名となっている。現行の開示方法では、不認定者についての記載がないが何故なのか。

機構・昨年も若干申し上げたが不認定者のデータについて不備あり正確な数字が出せない事から、誤解も招く恐れもあり削除している。

国労・認定状況について、各年度ごとに申請者と認定者が記載されているが、申請者と認定者を差し引いた数が不認定者の数になるのではないか。

機構・申請者について、経過観察をした人、あるいは労働局に認定を求めている人もいる、従って、差し引いた数値が不認定者の数とまでは言い切れない。

国労・昨年の12月に交渉した際には、認定者について12月1日現在で424名

と口頭で回答しているが、開示された認定状況では 437 名であり一年間で新たに 13 名が認定されたことになる。

機構・そのようになると認識している。

国労・認定した人の所属職場、職名が記載されているが、工場・機関区等が圧倒的に占めているが、駅構内で操車・連結で認定されている方も 20 名以上いる。被害者の掘り起こしの観点で言えば、「石綿(アスベスト)補償制度のお知らせ」として機構が開示している資料の「旧国鉄で従事していた業務例」に駅(構内)も入れるべきではないか。

機構・確かに、駅構内で暴露され認定された方も多数いる。機構とすれば、アスベストに起因する疾病については責任を以て認定しており、その考え方に変わりはない。

国労・遺族補償も延長され、広く周知する為に情報を開示していることを踏まえれば、従事した業務に駅(構内)を入れることを求めたい。

機構・この場で直ちに判断は出来ないが、組合の強い意見として受け止め、今後、検討していきたい。

2. 元職員に対する健康診断の費用負担については、1 回限りとせず、希望者については毎年実施するよう改善すること。

機構：当機構では、現時点でその様な考えは以てない。

国労：制度上 1 回限りであることは承知している。従って、これまでの回答では、健康管理手帳取得を慫慂すると言ってきた。しかし、手帳申請しても、事業主証明で J R の支社、担当者の認識に違いがあったり、対応が違って時間がかかる例も報告されている。具体的には 3 項の中で協議するが、開示されている健康診断の受診では 1040 名が承認され、777 名の受診と、この一年間、全く受診者が増えていない事になる。

機構・データ上は、その通りであり健康管理手帳を申請・取得する方が増えている要因とみている。

3. 石綿健康被害の特殊性に鑑み、業務上災害認定及び健康管理手帳取得に関わる事業主証明の際には、平成 19 年 3 月に取り交した J R 各社との「有害業務従事証明の取り扱いにおける確認書」による取り扱いを遵守するとともに、J R 各社との協議状況や労働局からの助言などについて明らかにすること。
また、健康管理手帳の申請者について不利益な取り扱いとならないよう善処すること。

機構：J R 各社との協定については、他の法人とのものであり回答は差し控えたい。健康管理手帳に関しては、申請者が従事歴証明を申し出て J R との照

合等を済ませた後、旧国鉄に従事歴があればそのまま証明を行うものであり、不利益な扱いはないと考えている。

国労・「他の法人であり回答を差し控えたい」とは如何なものか。19年当時厚労省の通達があつて、その取り扱いを確認した内容であり事実として協定があるのである。機構も一方の当事者である。

機構・一方の当事者であるとの指摘は、その通りであるが、機構とすれば昭和62年3月31日まで旧国鉄において、石綿に起因した業務履歴のある方について必用な証明を行っているものであり、JR各社の問題については関知しない。

国労・厚労省の通達及びJR各社との覚書は、それぞれに石綿に従事した期間等を調査し、石綿従事歴が長い方が事業者証明をするのではないか。一般論では、業務災害・労災が発生すれば、企業イメージ、保険料等もあがるなどマイナスでしかない。従って、一定のルールがあれば、そのルールの下に証明がされるのではないか。

機構・JRでは「アスベストは使用していない」と述べており、旧国鉄・JRと従事した人が健康管理手帳の取得に向けた事業者証明を求め、旧国鉄の従事歴が明らかになれば機構として事業者証明を出すことになる。

国労・健康管理手帳の申請者に対して「不利益はない」との回答であるが、同じ職場で退職した3名が同時に事業者証明を求めたのに対して、1名は結果的に3カ月以上放置された。我々が指摘し証明はされたが、何故その様な事象が発生したのか。

機構・指摘の事象については率直にお詫びしたい。一部、従事歴が不足していたため求めていたが、関係者間の手違いもあり、このような結果になった。

国労・JRと相互の協議、調整がされていなかった結果として、このような事象が発生したのではないか。

機構・3名の内、1名だけが来なかったことにより、本人には大きな不安を与えた。こちら側のミスであり、改めて、お詫びしたい。

4. 石綿に関する健康診断制度及び災害補償制度の周知については、現行の新聞広告等の回数及び掲載サイズについて改善をはかるなど、周知方法の改善をはかること。

機構：現時点では、現行の方法を維持していく考えである。

国労：過去の交渉では、現行の広告サイズの大きさの改善と掲載回数増も回答した経緯もあったが、結果として、回数増をせずに、サイズアップが図られたのである。昨年の回答では「過去の経緯については、改めて確認した上で対応していきたい」と述べているが、それを踏まえた上での見解なの

か。

機構・これまでの交渉経過を踏まえた上での考え方であり、理解して頂きたい。

国労・現実には、掲載されても目につきにくく効果が薄いと言わざるを得ない。

サイズや掲載場所の工夫、記載回数が増など検討すべきだ。

機構・意見があったことについて受け止める。

最後に本部は、冒頭に機構が示した「国労闘申7号の扱いについて、団体交渉の開催についての申し入れであるが、この間の経過を踏まえ、率直に意見交換したい」との見解について、以下のやり取りを行った。

国労・機構と国労で労使間労働協約を締結しているが、労働協約には団体交渉事項は記載されておらず、事前に交渉事項を伝えることになっている。これまでも団体交渉ではなく「意見交換」として開催されてきたが、何故団体交渉として開催しないのか。

機構・国労闘申7号の申し入れは退職者の問題であり、団体交渉には馴染まないと考えている。

国労・「退職者の問題だから団体交渉事項ではない」との見解であるが、アスベストに起因した問題で退職者が労働組合を結成し、団体交渉の申し入れに対して団交を拒否したことについて、大阪高裁で組合側の主張を認め、会社に対して退職後の団体交渉に応じる義務を認めた判決が出されている。機構が退職者のことでこだわるのであれば、事態は一層拡大することになる。

機構・組合の申し入れに対しては、機構として応じており、これからも同様に対処していきたい。

国労・我々も組織としてアスベスト問題を取り組んでおり、本日の協議経過についても多くの被害者の救済も含めて団体交渉経過として情報化する。

機構・申し入れの取り扱いについては、本日、改めて意見があったことを受け止める。情報の扱いについては了解する。

以 上